

令和2年度に向けた入札・契約制度の改善について

1 業務委託契約における協議書による履行体制把握の拡充

一定規模以上の業務委託について受託者に協議書の提出を求め、業務責任者、一部再委託の有無、再委託業務や再委託先などを把握することにより、業務の適正な履行管理を行っているが、対象を現行の契約金額500万円以上から300万円以上に引き下げる。

2 最低制限価格の委託業務への対象範囲拡大

不当なダンピングを防ぐとともに適正な業務の遂行及び価格を維持する仕組みとして最低制限価格を設定しているが、現行500万円以上を対象にしている設計、測量、建物清掃等を除く委託業務の入札について、300万円以上に拡大する。